

四日市市組織機構の改編に伴う整備規則をここに公布する。

令和8年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第43号

四日市市組織機構の改編に伴う整備規則

(四日市市災害対策本部に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 四日市市災害対策本部に関する条例施行規則(平成20年四日市市規則第62号)の一部を次のように改正する。

改正後				
別表第1 (第5条及び第6条関係)				
部名	部長	班名	班長	所掌事務
(略)				
政策推進部	政策推進部長	秘書国際班	秘書国際課長	(略)
		本部連絡班	政策推進課長 <u>(政策推進課)</u> <u>(まちなか拠点創造課)</u>	
		中央連絡班	東京事務所長	
		報道広報班	広報マーケティング課長	
(略)				
健康福祉部	健康福祉部長	健康福祉総務班	福祉総務課長 (福祉総務課) (保護課) (高齢福祉課) (介護保険課)	(略)

		医療保健班	(障害福祉課) (保険年金課) 保健企画課長 (健康づくり課)	
		衛生班	(保健企画課) (保健予防課) 衛生指導課長 (衛生指導課) (食肉・衛生検査所)	
(略)				
備考				
(略)				

改正前				
別表第1 (第5条及び第6条関係)				
部名	部長	班名	班長	所掌事務
(略)				
政策推進部	政策推進部長	秘書国際班	秘書国際課長	(略)
		本部連絡班	政策推進課長	
		中央連絡班	東京事務所長	
		報道広報班	広報マーケティング課長	
(略)				
健康福祉部	健康福祉部長	健康福祉総務班	福祉総務課長 (福祉総務課) (保護課)	(略)

		医療保健班	(高齢福祉課) (介護保険課) (障害福祉課) (保険年金課) 保健企画課長 (健康づくり課)	
		衛生班	(保健企画課) (保健予防課) 衛生指導課長 (衛生指導課) (食品衛生検査所)	
(略)				
備考				
(略)				

(四日市市公印規則の一部改正)

第2条 四日市市公印規則(昭和34年四日市市規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正後							
別表(第4条関係)							
種類	名称	寸法ミリメートル	ひな形(別掲)	書体	使用区分	公印管守課	個数
(略)							
	食肉・衛生検査所専用保健所之印	方21	16の4	〃	食肉・衛生検査所において	保健所食肉・衛生検査所	1

					保健所 名をも ってす る文書		
(略)							
	<u>食肉・衛 生検査所</u> 専用四日 市市長印	方 2 1	2 5 の 1 0	〃	<u>食肉・ 衛生検 査所</u> に おいて 市長名 をもつ てする 一般文 書	保健所 <u>食肉・ 衛生検 査所</u>	1
(略)							
	<u>食肉・衛 生検査所</u> 専用保健 所長印	方 1 8	3 8 の 3	〃	<u>食肉・ 衛生検 査所</u> に おいて 保健所 長名を もつて する文 書	保健所 <u>食肉・ 衛生検 査所</u>	<u>食肉・衛生検 査所専用保 健所長印</u>
(略)							
	<u>食肉・衛 生検査所</u> 長印	方 1 8	4 5 の 4	〃	<u>食肉・ 衛生検 査所</u> 長 名をも ってす る文書	保健所 <u>食肉・ 衛生検 査所</u>	1

(略)

改正前

別表（第4条関係）

種類	名称	寸法ミリメートル	ひな形（別掲）	書体	使用区分	公印管守課	個数
(略)							
	<u>食品衛生検査所専用保健所</u> 之印	方21	16の4	〃	<u>食品衛生検査所</u> において保健所名をもつてする文書	保健所 <u>食品衛生検査所</u>	1
(略)							
	<u>食品衛生検査所専用</u> 四日市市長印	方21	25の10	〃	<u>食品・衛生検査所</u> において市長名をもつてする一般文書	保健所 <u>食品衛生検査所</u>	1
(略)							
	<u>食品衛生検査所専用</u> 保健所	方18	38の3	〃	<u>食品衛生検査所</u> にお	保健所 <u>食品衛生検査</u>	<u>食品衛生検査所専用</u> 保健所長印

	長印				いて保 健所長 名をも つてす る文書	所	
(略)							
	<u>食品衛生</u> <u>検査</u> 所長 印	方 1 8	4 5 の 4	〃	<u>食品衛</u> <u>生検査</u> 所長名 をもつ てする 文書	保健所 <u>食品衛</u> <u>生検査</u> 所	1
(略)							

別掲

1 から 1 6 の 3 まで (略)

1 6 の 4

所	市	四
之	保	日
印	健	市
食	肉・衛	生
検	査	所
専	用	

1 6 の 5 から 2 5 の 9 まで (略)

2 5 の 1 0

市	四	三
長	日	重
印	市	県
食	肉・衛	生
検	査	所
専	用	

2 5 の 1 1 から 3 8 の 2 (略)

3 8 の 3

所	市	四
長	保	日
印	健	市
食	肉・衛	生
検	査	所
専	用	

3 8 の 4 から 4 5 の 3 まで (略)

4 5 の 4

検	所	四
査	食	日
所	肉	市
長	衛	市
印	生	保
		健

(略)

改正前

別掲

1 から 1 6 の 3 まで (略)

1 6 の 4

所	市	四
之	保	日
印	健	市
食品衛生 検査所専用		

1 6 の 5 から 2 5 の 9 まで (略)

2 5 の 1 0

市	四	三
長	日	重
印	市	県
食品衛生 検査所専用		

2 5 の 1 1 から 3 8 の 2 (略)

3 8 の 3

所	市	四
長	保	日
印	健	市
食品衛生 検査所専用		

3 8 の 4 から 4 5 の 3 まで (略)

4 5 の 4

所	市	四
長	保	日
印	健	市
食品衛生 検査所専用		

(略)

(四日市市大学構想推進室に関する規則の一部改正)

第 3 条 四日市市大学構想推進室に関する規則 (令和 6 年四日市市規則第 1 2 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(所管) 第 2 条 室は、政策推進部 <u>まちなか拠点</u>	(所管) 第 2 条 室は、政策推進部 <u>政策推進課</u> の

創造課の所管とする。

所管とする。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(総務部総務課)